

県と市町村との今後の 協議の進め方について

一部新

福島県市町村国保広域化等連携会議について

従前

福島県市町村国保広域化等支援方針の策定・変更をする際の意見を聴く場

国保法第68条の2第4項

上記に加え

財政運営の県移管に係る県・市町村との協議の場

- 県が策定する国民健康保険運営方針に規定する事項
 - ・ 国保税の標準的な算定方法及び徴収の適正な実施
 - ・ 保険給付の適正な実施
 - ・ 医療費適正化の取組
 - ・ 市町村の事業運営の効率化及び広域化 等
- 国保事業費納付金の算定方法

方向付け

全市町村への意見照会

年2回程度

国保主管課長会議への報告

連携会議（県・12市町村・国保連）

1 構成

座長 保健福祉部長
 市 国保担当部長
 町 村 国保担当課長
 国保連 事務局長
 県 関係各課

2 市町村名（12市町村）

福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市、
 相馬市、大玉村、鏡石町、只見町、西会津町、
 矢吹町、大熊町

WG（県・20市町村・国保連）

1 構成

座長 国民健康保険課長
 市町村 国保担当課長補佐・係長
 国保連 企画推進課長

2 市町村（20市町村）

連携会議の構成市町村（12市町村）
 二本松市、須賀川市、喜多方市、会津坂下町、
 浅川町、小野町、南相馬市、伊達市

1 策定の手順

○ 市町村等との連携会議（※）の開催

※おおむね以下の関係者を想定

- ・ 都道府県の関係課室（国保担当のほか、必要に応じて、医療担当、健康担当等）
- ・ 市町村の国保担当部局等
- ・ 国保連合会
- ・ その他関係者

○ 国保運営方針案について、市町村へ意見聴取（改正後国保法第81条の2第6項）

○ 都道府県の国保運営協議会における審議（改正後国保法第11条第1項）

○ 公表（改正後国保法第81条の2第7項）

2 主な記載事項

（1）国保の医療費、財政の見通し

- 医療費の動向（一人当たり医療費の推移、地域ごとの疾病構造の特徴等）
- 将来の見通し
- 市町村等の赤字解消の年次目標

等

(2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

○標準的な算定方式

○標準的な収納率

※ 各市町村の収納率の実態を踏まえつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、保険者規模別等により適切に設定。

(3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

○現状の把握(収納率、口座振替率、滞納世帯数、短期被保険者証・資格証明証の交付状況 等)

○複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施

○収納率向上対策に対する支援(徴収アドバイザーの派遣、指導・助言) 等

(4) 保険給付の適正な実施に関する事項

○現状の把握(レセプト点検や第三者求償の実施等による財政効果額等)

○都道府県による保険給付の点検、事後調整に関する事項

・ 都道府県による保険給付の点検の対象に関する考え方について

(例えば、海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施)

・ 保険医療機関による大規模な不正が発覚した場合における不正利得の回収に関する基本的な事項

○療養費の給付の適正化に関する事項(マニュアルの作成、指導・助言)

○レセプト点検の充実強化に対する支援(アドバイザーの派遣、指導・助言)

○第三者求償や過誤調整の取組強化に関する事項

等

(5) 医療費適正化に関する事項

○現状の把握(各市町村における具体的な実施状況等)

○医療費通知や医療費差額通知の共同実施

○重複・頻回受診や重複投薬などの適正化に向けた取組

等

(6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

○市町村が担う事務の共同実施など事務の効率化や広域化に資する取組

※ 都道府県が企画立案し、市町村間の調整を図った上で、国保連合会による実施、一部事務組合等を設立して実施、都道府県が直接実施すること等が考えられる。

(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

○被保険者の健康増進、地域包括ケアシステムの構築のための医療介護連携等に関する取組

(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整